

株式移転計画書

平成 20 年 4 月 14 日

株 式 会 社 共 立

新ダイワ工業株式会社

株式移転計画書

株式会社共立（以下「甲」という。）と新ダイワ工業株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、甲および乙は共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「丙」という。）の成立の日において、甲および乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（丙の定款記載事項）

丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙「株式会社やまびこ 定款」に記載のとおりとする。

第3条（丙の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称）

丙の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 設立時取締役 | 浅本 泰（会長）
北爪 靖彦（社長）
河合 英明
岩本 登
佐々木 武
前田 克之
近藤 成喜 |
| (2) 設立時監査役 | 宮原 正利
尾和 茂治
田中 正人（社外監査役）
山下 哲夫（社外監査役） |
| (3) 設立時会計監査人 | 東陽監査法人 |

第4条（丙が株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1. 丙は、本株式移転に際して、甲および乙の株主に対して、その有する甲または乙の普通株式に代わり、(1)丙の成立の日の前日最終の時点における甲の発行済株式総数に

0.123 を乗じて得た数および(2)丙の成立の日の前日最終の時点における乙の発行済株式総数に 0.1 を乗じて得た数の合計に相当する数(ただし、1 株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)の丙の普通株式を交付する。

2. 丙は、本株式移転に際して、前項の丙の普通株式を、丙の成立の日の前日最終の甲および乙の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主(ただし、会社法第 806 条の規定に基づきその有する株式の買取りの請求をする甲または乙の株主については、当該株主に代えて、甲の株式については甲が、乙の株式については乙が株主として記載または記録されているものとみなす。)に対して、その有する甲または乙の普通株式に代わり、次のとおり割り当てる。

(1)甲の株主については、その有する甲の普通株式 1 株につき、丙の普通株式 0.123 株

(2)乙の株主については、その有する乙の普通株式 1 株につき、丙の普通株式 0.1 株

第 5 条(丙の資本金および準備金の額)

丙の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額

60 億円

- (2) 資本準備金の額

15 億円

- (3) 利益準備金の額

0 円

第 6 条(丙の成立の日)

丙の設立の登記をすべき日(以下「丙の成立の日」という。)は、平成 20 年 12 月 1 日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲および乙協議の上、これを変更することができる。

第 7 条(株式移転計画承認株主総会)

1. 甲は、平成 20 年 6 月 27 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成 20 年 6 月 27 日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲および乙協議の上、前二項に定める株主総会開催日を変更することができる。

第 8 条(丙の株式上場)

丙は、丙の成立の日に、その発行する株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第9条（丙の株主名簿管理人）

丙の株主名簿管理人は、中央三井信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成20年11月30日の最終の甲の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、1株当たり5円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成20年3月31日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、1株当たり4円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 乙は、平成20年9月30日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、1株当たり3円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第11条（新株予約権の取扱い）

1. 乙は、第7条に定める株主総会において本株式移転計画が承認された場合、丙の成立の前日までに、乙の未行使の新株予約権の全部を無償で取得の上、これを消却するものとする。
2. 乙において前項の新株予約権を無償で取得するまでの間に、当該新株予約権が行使された場合、乙は、自己株式を保有している限り、新株予約権を行使した新株予約権者に対し、乙の新株を発行せず、乙が保有する自己株式を交付するものとする。

第12条（善管注意義務）

甲および乙は、本株式移転計画の作成後丙の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為（剰余金の配当および株主総会決議または取締役会決議に基づく自己株式の取得を含むが、これらに限られない。）については、本株式移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行う。

第13条（事情変更）

本株式移転計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、甲および乙のいずれかの財産または経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲および乙は協議の上、本株式移転計画の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第 14 条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第 7 条に定める甲または乙の本株式移転計画承認株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項の承認が得られない場合、または本株式移転につき法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第 15 条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲および乙が別途協議の上定めるものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 4 月 14 日

甲： 東京都青梅市末広町一丁目 7 番地 2
株式会社共立
代表取締役社長 北 爪 靖 彦

乙： 広島県広島市安佐南区大塚西六丁目 2 番 11 号
新ダイワ工業株式会社
代表取締役社長 浅 本 泰

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社やまびこと称し、英文では、YAMABIKO CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

(1)次の事業を営む会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配および管理

1. 内燃機関および部品の製造および販売
2. 発動機および発動機搭載機械器具の製造および販売
3. 電動機および電動機搭載機械器具の製造および販売
4. 油圧・空圧機および油圧・空圧機搭載機械器具の製造および販売
5. 農林業用機械器具・造園業用機械器具の製造および販売
6. 産業用・輸送用機械器具、木工機械器具、金属加工機械器具およびその他の機械器具の製造および販売
7. 発電用・溶接用電気機械器具、その他電圧変換機械・照明器具等産業用機械器具・家庭用電気機械器具の製造および販売
8. 園芸機械器具、送風機械器具、ポンプ、荷役運搬機械器具などの製造および販売
9. 環境衛生用機械器具の製造および販売
10. 管工事および機械器具設置工事の設計施工請負
11. 土木建築工事の設計施工請負
12. レクリエーション施設の管理、運営およびその関連事業への投資
13. 農作物に対する病害虫駆除および人畜環境衛生に対する防疫防除の事業に関する請負業
14. 農薬、肥料、飼料、種苗および花きの販売
15. 施設園芸農業用資材の販売
16. 建築資材および日用品雑貨の販売

17. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理および鑑定
 18. 有価証券の保有・運用および金銭の貸与ならびに保証業務
 19. 損害保険の代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
 20. 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣
 21. 前各号の商品の輸出入
 22. 前各号の商品のリースおよびレンタル業
 23. 前各号の商品の古物売買
 24. 1乃至23に掲げる事業に付帯関連する一切の業務
- (2) 当社がその株式または持分を所有する他の会社への経営指導
 - (3) 第1号1乃至24に掲げる事業
 - (4) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都青梅市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

2. 前条の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取

締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当(各事業年度において4月1日から6月30日までの間に実施する金銭配当のうち最初のをいう。) の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 剰余金の配当には利息を付けないものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 第39条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から翌年の3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第44条 第26条および第34条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結までの期間の当会社の取締役および監査役の報酬等はそれぞれ次のとおりとする。

取締役	150百万円以内
監査役	40百万円以内

(附則の削除)

第45条 当附則は、最初の定時株主総会の終結をもって、削除されるものとする。